

令和7年度 消防設備士講習の案内

一般社団法人 青森県消防設備保守協会

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく、「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施します。

1. 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の方
- (2) 前回受講した日以後における最初の4月1日から5年以内の方
- (3) 上記(1)、(2)以外の受講義務のある方

2. 講習の区分及び種類

講習の区分	対象となる消防設備士の種類
消火設備	・第1類、第2類、第3類の甲種及び乙種
警報設備	・第4類の甲種及び乙種 ・第7類の乙種
避難設備・消火器	・第5類の甲種及び乙種 ・第6類の乙種

3. 講習実施日及び会場

会場地	講習日	講習区分	定員	講習会場	受付期間
八戸市	10月22日（水）	消火設備	100	八戸市東白山台1丁目1-1 グランドサンピア八戸 ☎0178-23-5151	9月16日～ 9月26日
	10月23日（木）	警報設備	140		
	10月24日（金）	避難設備・消火器	100		
青森市	11月17日（月）	消火設備	160	青森市本町5丁目1-5 アップルパレス青森 ☎017-723-5600	10月10日～ 10月20日
	11月18日（火）	警報設備	160		
	11月19日（水）	避難設備・消火器	160		

◆ 受付期間中でも定員に達し次第、受付を終了する場合がありますので、当協会ホームページで受付状況をご確認ください。 URL <http://www.aohosyukyokai.or.jp/>



《 受講される方へのお願い 》

※ 感染症の拡大、台風等の悪天候や災害、気象庁からの特別警報等の防災情報、その他の特別な事情・事故により、講習会の中止又は延期をする場合があります。その際は、当協会ホームページや電話等でご連絡いたしますので、申請書には必ず連絡先電話番号をご記入ください。

※ 体調に不安のある方は受講をお控えください。その際は、当協会へ欠席の連絡をしてください。

4. 講習時間及び講習科目

8:30～9:00	受 付
9:00～11:30 (※)	工事整備対象設備及び防火に関する法令事項
12:30～16:30	工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
16:30～17:00	効果測定

※ 講習科目の一部免除の対象 [(1)、(2)のいずれかに該当する方]

- (1) 他の都道府県及び消防庁長官が指定する公共団体で6ヶ月以内に消防設備士講習を受講された方は、関係法令(9:00～11:30)の受講が免除されますので、申請書「講習科目の一部免除」欄に記入し、免状の写し(表裏両面)を添付してください。
- (2) 今回の講習で2区分以上の同時受講申請された方は、1区分目の全科目を受講した場合、2区分目以降の関係法令の受講が免除となります。(申請書の記入及び免状の写しは不要です。)

5. 受講申請に必要な書類等

- (1) 消防設備士受講申請書

- * 申請書は次の配布先から各自入手してください。(FAX、ダウンロードはできません)
《申請書配布先》県内消防本部・(一財)消防試験研究センター青森県支部・県消防保安課・当協会
- * 複数の区分を受講される場合、講習区分ごとに申請書を作成し、収入証紙を貼付してください。

- (2) 受講手数料 7,000円

- * 7,000円分の青森県収入証紙(収入印紙ではありません)を受講申請書裏面の貼付欄に貼り、消印しないでください。
- * 青森県収入証紙は、「青森県収入証紙売りさばき所」(青森県ホームページ掲載)で購入してください。

なお、当協会が入居している計量検定グループ庁舎1階(一社)青森県計量協会でも購入できますので、ご利用ください。

- (3) 写真1枚

- * 6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面無帽上身のもので、裏面に氏名を記入し、申請書に貼ってください。(セロテープ不可)

6. 受講申請書の書き方についての注意事項等

- (1) 受講申請書、受講票は、※印の欄以外はすべて記入してください。なお、消せるボールペンや鉛筆等の消えやすい筆記具は使用しないでください。
- (2) 氏名欄右の登録番号とは、今年度の受講該当者に送付される「講習案内ハガキ」の宛名の右下に記してある数字のことですので、確認の上記入してください。氏名のふりがなも必ず記入してください。
- (3) 「消防設備士免状」の欄には、現在所有している全ての消防設備士免状の種類を記入してください。なお、交付年月日と交付番号も正確に記入してください。
- (4) 受講票は、住所(受講票の送付先)、氏名を正確に記入し、85円切手を貼り、切り取らないで提出してください。受講票は、受付期間終了後に発送しますが、受講日3日前になっても届かない場合は、当協会までご連絡ください。

7. そ の 他

- (1) 講習用テキストは当日配付します。
- (2) 受講者の消防設備士免状には、講習の課程を修了した旨記載しますので、講習当日は忘れずに免状を持参してください。
- (3) 青森会場は、駐車場に限りがありますので、各自で確保いただくか、公共交通機関をご利用ください。
(会場ホームページに周辺の有料駐車場案内が掲載されていますので、事前にご確認ください。)

8. 提 出 先

必要事項を記入し、青森県収入証紙を貼付した受講申請書は、一般社団法人青森県消防設備保守協会に郵送または持参してください。

事業所等で複数名受講の場合は、申請書をまとめて一つの封筒で送付しても結構です。

問合せ及び 申 請 先	〒030-0113 青森市第二問屋町4丁目11番6号 計量検定グループ庁舎2階 一般社団法人 青森県消防設備保守協会 ☎ 017-757-8220
----------------	--

※ 免状の再交付・写真等の書換手続きは、(一財)消防試験研究センター青森県支部(017-722-1902)へお問い合わせください。